You & Me　ありがとうの言葉でつなぐ

たまゆら終活応援レポート

第040号　　平成２９年３月１日

ジェロントロジー(老年学)における《少死化》と《少産化》

ジェロントロジーとはギリシャ語で『老人』を意味するgerontと『学問』を表す接尾語－ologyを組み合わせた造語で、日本では「老年学」「老人学」「加齢学」と云われています。

歳をとるという要因で、遺伝・環境・経験・ライフスタイルの影響を研究する学問だといわれています。

総人口の３分の１が６５歳以上の高齢者になった日本において、今後の社会インフラは高齢者が増えたことを前提にして組み直していかなければならない状況です。

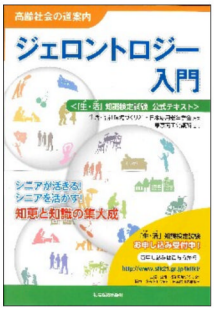

高齢者が増えることを肯定的に捉えるならば、高齢者が保有するといわれている９００兆円の資産を有効に利用し、高齢者インフラを整備することも考えられます。

これからは、学問としてのジェロントロジー教育を進めることは当然となり、衣・食・住も、経済活動も、法律も、医学も、交通も、政治にも配慮することが求められてきます。

人間の身体は、１２０歳まで生きられる寿命があるといいますが、そうなると、医療、衣・食・住と家族関係などの生活に密着した部分が予想できないほどの変化をすることになります。

社会の現象として『少子高齢化』という言葉が一般的になっていますが、実は**《少死化》**⇒平均寿命が延びる状態であり**《少産化》**⇒出生率の低下が同時に起きている状況にあるということなのです。

グラフでお馴染みの「人口分布図」が逆ピラミッド形に急変していく因果関係は**『少死少産化』**にあると云えるのではないでしょうか。高度医療が目覚ましい現代は、高齢者(６５歳以上)の５%が障害(要介護)が必要であり、１５%は虚弱(要介護)、残りの８０%は自立しているといいいます。自立している８０%の内訳は、６０%が平均的高齢者で、２０%は恵まれた高齢者だそうです。

《**少死化社会**》では、自助(自らの健康を維持できる人)や互助(相互扶助などボランティアができる人)のような自立が求められているようです。健康で《公助》に頼らない健康を心がけて行きたいと思います。

２９年２月の資産形成塾／終活応援セミナーの活動報告

■ たまゆら資産形成塾

◆講師　富永てつ也氏　(富永てつ也税理士事務所　税理士)

２月５日(水)／文京区民センター　　２月２２日(水)新橋第２ニシムラビル６階

元・国税庁特別調査官が見た！

超高齢化社会時代のマイナンバー無策の失敗事例

－－－－どうやら…マイナンバー制は税務署のステルス戦闘機？－－－－

富永徹也先生

確定申告の準備を進めていた老夫婦は、何やら講師に聞きたいことがあるという。マイナンバー制がよくわからないのだという。一人一人の預貯金や金融資産や不動産にも目印が付けられ、今後の資産移動が全て掌握されるのだろうかと不安げでした。

今年はまだしも、来年の確定申告後の税務署の調査は資産家のマイナンバーを確認しながら実態把握や調査が容易になるような印象を持ちました。資産家の頭上に静かに忍び寄る。存在が見えずらいステルス戦闘機がマイナンバーリストで照準を合わせて税務調査があるような…、ないような…、ちょっと気になる存在と感じました。資産家にとっては資産を隠したり、ごまかしができなくなってきたようです。合法的に相続財産を減らし相続税の軽減を図るにはセミナーに参加してみましょう。

高橋　哲　先生

2月15日(水)　文京区民センター　３階

認知症！後見業務で解決したトラブル事例　　司法書士　高橋哲先生

介護施設の選択は働く人の笑顔で選ぶ　老人ホーム紹介センター　堺　剛司先生

今や避けては通れない１００歳時代の高齢者とその家族たちです。認知症になってからでは遺言書は無効となり、家族であっても預貯金の引き出しも容易にできない。施設に入る資金を捻出するため不動産を売却したくても認知症になってはできなくなってしまいます。早期発見・早期対処が重要です。

堺　剛司さん

一般社団法人 日本終活専門家サポーター協会・たまゆら　　http://www.tamayura-salon.com
〒113-0033　東京都文京区本郷１－３５－１２　かんだビル５階　　TEL 03-5804-4882　FAX 03-5804-4880

自分が死んだときに…お世話になった人に！
親族(相続人)以外の人(第三者)にも受取人指定できる生命保険

平成２７年版厚生労働白書－『人口減少社会を考える』のデータに、日本と諸外国の『婚外子の割合の比較』に関するデータがあった。

図表1-4-4　婚外子の割合の比較

	日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ
婚外子の割合	2.11%	43.66%	49.51%	29.96%	55.47%	38.50%

※2006年における、結婚していない母親からの出生数が全出生数に占める割合を比較したもの
資料：OECD「Society at a Glance 2009」

日本では2.11%と一桁なのに対し、ドイツ29.96%、アメリカ38.5%、イギリス43.66%、フランス49.51%、スウェーデン55.47%と西欧とは大きな違いがあることに驚きました。

しかし、近年の日本における結婚事情や、働く女性の増大にともない、「結婚しなくても子供は欲しい」という女性が増えてきているのは経済的な自立ができるという女性が増えたことにも起因しているのだろう。

そこには、婚姻関係は結べない父親の存在があり、子供として認知していないが愛する女性との間でできた子供に対する「父性愛」が見え隠れしていることも気になるところです。

そうした父親は、せめて自分が死んだ時には、**愛する我が子に何らかの財産を残せないものか**と考えてる人がいても、責めることはできないだろう。

また、超高齢化社会でセンテナリアン(１００歳)と言われる人々が年々増加している中で、相続が「争族」となりかけて、親族関係がギスギスしているような家では『遠くの親戚より近くの他人』に、どれだけ多くの面倒を見てもらっていることか、それは筆舌に尽くしがたいことだと涙を流して手を合わせている高齢者の方が語る言葉は…

「私が死んだときにはお世話になったあの方(介護の方)に保険金が行くようにならないのですか？」ということでした。

一方では「もしも私が先に死んだとしても、あの弟だけには相続させたくない！」という、過去の怨念のようなものを持ち続けている方にとっては、相続財産が行くこと事態が許せないという事例もありました。

生命保険の基準が緩和、第三者受取が可能に!!

生命保険の保険金や給付金(生存中に受け取る入院や手術をしたときのお金)の受取人は、原則として契約者本人の親族(法定相続人)や本人による請求であったのですが、前述のように、時代が多様化したことにより、基準が緩和されたり、範囲を拡大するようになってきました。

◆お一人様の場合(相続人がいない)

相続人不存在であると、何もしなければ、死亡したときの保険金は国庫や地方公共団体に収納されます。

相続人がいないので、自分の死後に菩提寺や教会などに保険金が届くようにしたい場合には、保険金額２００万円を上限とし、日本赤十字社などの公益法人には上限なく契約することができます。

しかし、被保険者の状況をつぶさに把握できていなければ未請求になりかねないので、保険会社の担当者とのコミュニケーションが大切です。

◆再婚した人の場合

◎自分が死んだ後に、元配偶者に何らかの保険金が支払われるようにしたい時、元配偶との間に子供がいる場合などの、合理的な理由が必要であるとされています。つまり、子供の養育費や婚姻費用などに充てたいような場合が考えられるからです。

◎現・配偶者の子に保険金が支払われるようにしたい場合は、従来は現配偶者の子(連れ子)と『養子縁組』をすれば権利が発生したのですが、新しい制度では、養子縁組をしていなくても受取人にすることが可能になりました。

◆死後に寄付をしたい場合

生前に寄付行為をすることは当然できるのですが、自分の死亡後に、保険金として寄付行為が可能になりました。

注意すべき重要なポイント

以上のように制度改正がされた事によって経年で行われることがお分かりいただけたでしょうか。

◆保険会社の担当者とのコミュニケーションが大切です。自分が亡くなったことが、担当者に伝わるように、定期的に連絡が取れるようにしておくこと。

◆保険による保障内容は、自分の身の丈に合った無理のない保険料と保険金額が大切です。余分な現金を一時払いで保険料として払うようなケースであれば心配ないのですが、月々支払う保険料が支払い困難になると想いが叶わないことにもなりかねません。

◆認知症になる前に契約しておくこと。

被保険者が、高齢になってからの保険契約には無理が生じる場合があります。契約したことが理解できていないほど認知症が進行していては、契約締結が難しいですね。

◆『付言』ＤＶＤとして記録に残しておく

「付言」とは、遺言書を書く際に残された相続人や感謝しているお世話になった方々に、文書で書き残すもので、遺言書と同じ「法的効力」があるものではありませんが、想いを伝えるためのものです。

最近では、付言をＤＶＤ映像で残す専門会社も誕生し、淡々とお話になる言葉に遺族の方々も涙なくして見られない感動の場面が印象的でした。

たくさんの財産を残した人も、ほとんど財産を残せなかった人も、残された人々に対する**『ありがとう』**の感謝の気持ちだけでも、残しておきましょう。

生命保険で残したいと思う大切な方や恩人を受取人とする契約については何なりとご相談ください。

（ファイナンシャル・プランナー　細野孟士）

一般社団法人 日本終活専門家サポーター協会・たまゆら　http://www.tamayura-salon.com
〒113-0033　東京都文京区本郷１－３５－１２　かんだビル５階　TEL 03-5804-4882　FAX 03-5804-4880

認知症予防・新書　No.３９

特定非営利活動法人 認知症介入指導協会
代表理事 清輔喜美男
http://www.ninchisho-yobo.jp

～運動１０分すると記憶力アップ～

ジョギング程度の運動を１０分間した直後は短期的な記憶力が増す、という研究成果を筑波大学と米国カリフォルニア大のチームがまとめた。

一度見たものを正しく覚えていられるかを実験したところ、安静時より成績がよかった。運動で脳の機能が活性化された可能性があるという。米国の脳科学専門誌に論文を発表した。

学生２１人に協力してもらい、野菜やぬいぐるみなど様々な物体の写真を２秒間ずつ計１９２枚見せた４５分後に、計２５６枚の写真を見せ、それぞれ①同じ写真②似た写真③無関係な写真を３択で答えてもらった。

心拍数が毎分１２０秒程度になるよう自転車型運動器具を１０分間こいだ後と、安静時とで、成績を比べた。その結果、無関係な写真と同じ写真では成績に差がなかったが、似た写真では運動後の方がよく識別できた。特に、極めてよく似た写真の場合、運動後の方が正答率が８％向上した。

征矢英昭・筑波大教授（運動生科学）は「ラットの実験では習慣的な運動で、脳の海馬の神経細胞が増えることが確かめられており、そうした影響が考えられる。ＭＲＩで脳内の様子を確かめ、記憶力向上の長期的効果なども調べたい」と話す。

（朝日新聞２月７日夕刊より要約）

「認知症診断 遅れる恐れ」免許更新時の対象者

高齢ドライバーの認知症対策を強化した改正道路交通法が来月12日、施行され、医師の診断が義務付けられる人が一気に増える。

安全対策が一歩前進するが、認知症診療拠点の医療機関を朝日新聞社が全国調査したところ、回答した７３機関の８割超が受診者急増による「診断の遅れ」と「専門医不足」に懸念を示した。診療体制の整備が進まないと、一般の人を含む患者の診断・治療が遅れるおそれがある。

道交法では認知症の人は免許取り消し（停止）の対象と定められている。７５歳以上の人は３年に１度の運転免許更新時に、記憶力・判断力などの認知機能検査を受ける。

今は「認知症のおそれ」と判定されても、信号無視などの交通違反がなければ受診義務はなく、運転を続けられる。改正道交法では「認知症のおそれ」と判定された更新希望者すべてに診断が義務づけられる。信号無視や逆走などをした際にも認知機能検査を受けることになる。

警察庁は、診断対象者が２０１５年の１６５０人から年５万人規模に増えると見込む。

（朝日新聞2017年2月18日朝刊 より抜粋）

看取り士日記より…No.３６
～花に祈りを～

日本看取り士会 会長
柴田久美子さん

こぶしの白い花が寒さに耐えて美しく咲き、私を励ましてくれる。

そんな中に１本の電話が入る。

「母は１０５歳です。今 １人で自宅にいます。もう食事が摂れなくなって1週間。２４時間点滴でがんばってくれています。

母の思いのままに自宅で暮らしています。でも僕は仕事があります。母の家はとても遠く、毎日は行けない。僕も働かないと食べられないんです。助けてください」

１０５歳。それはどんなに辛く長い人生だったことだろう。車もなく、農耕で暮らしを立て、戦争を経て、食べるものもない中、子供たちを育てあげられたとのこと。

そして「母は一人でも家に居たいと言っていました」とため息混じりにお話は続いた。

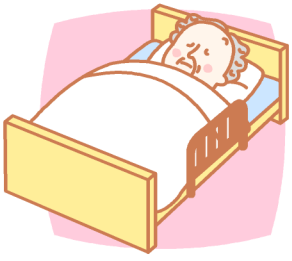

長く暮らされたその家には、お母様の呼吸が、お家の木々や屋根に宿っているのであろう。普段、何気なく使われている布団にも、温かい毛布にも、お母様の息遣いが染み込んでいるのだろう。

今２４時間点滴ではあるが、きっとお母様の中では、あたたかい空気が周りにあふれているのだろうと容易に想像できる。

「看取り士と無償ボランティア・エンゼルチームの仕組みがあります。どうぞお使いください。きっとお役に立てます」

と言うと、「ケアマネジャーと相談します」と電話は切れた。

そして今、私はお母様の平安を祈り続けている。こぶしの花に祈りを込めて。

思えば２００２年、私は１００歳の幸齢者様に出会いこの活動を始めた。人は何のために生きるか？

人として最も重要な尊厳という自己決定権。

この尊い権利を全うできる社会こそが真の豊かさと教えてくださった。初心に立ち戻らせていただいた凛と生きる幸齢者様に感謝　合掌

【お問い合わせ先】
一般社団法人日本看取り士会
一般社団法人 在宅ホスピス　なごみの里
〒701-1145 岡山市北区横井上1609-2-107
TEL 086-728-5772　FAX 086-239-3992
Twitter: @ShibataKumiko
http://mitorishi.jp/
http://nagominosato.org/

No.49

『第６回 ホロニックス資産形成塾』

おもしろ税ミナール

元･国税庁 特別国税調査官が見た！

確定申告で分かったマイナンバーの重要性！

今年から確定申告でマイナンバーを記載！
何がかわった？

◆講師：一般社団法人　相続アドバンスト倶楽部　主宰
JICA一般社団法人　相続診断協会パートナー
富永 徹也 氏

◆日時：平成２９年３月３０日(木曜日)
午後１４時００分～１６時３０分

◆会場：文京区民センター　３階　３－Ｃ会議室
（文京区本郷４－１５－１４）

◆会費：**無料**
※講演後に無料「個別」相談会を開催いたします。
（16：30～17：00）

No.50

『第７回 ホロニックス資産形成塾』

おもしろ税ミナール

元･国税庁 特別国税調査官が見た！

税務署の最新兵器はマイナンバー！？

失敗事例でわかった これからの相続対策

◆講師：一般社団法人　相続アドバンスト倶楽部　主宰
JICA一般社団法人　相続診断協会パートナー
富永 徹也 氏

◆日時：平成２９年４月２５日(火曜日)
午後１４時００分～１６時３０分

◆会場：文京区民センター　３階　３－Ｄ会議室
（文京区本郷４－１５－１４）

◆会費：**無料**

※講演後に無料「個別」相談会を開催いたします。
（16：30～17：00）

たまゆら・茶話会(会場：たまゆらサロン)

平成29年4月4日(火)、4月18日(火) PM２時～３時半

◆○○の心をつかむ！
我流英語のフィットネスタイム（定員６名）
◆講師：高野友香理氏(Body English® 代表)
◆会場：たまゆらサロン（文京区本郷1-35-12　5階）
◆参加費：２５００円/回　全５回コース

●言葉の通じないフィリピンでどん底生活を経験し、生きる術を学んだ高野先生が指導する「本気の英会話」。「我流英語」も貴方らしさ！ご縁を惹きつけ、年齢・性別を問わず、誰でも楽しく学べる、ビジネスに実践的な英会話教室　全５回

たまゆら・茶話会(会場：たまゆらサロン)

平成29年4月15日(土)、4月19日(水) PM２時～４時

◆健康メイク講習会・・・・（定員５名）
◆講師：佐藤ケイ氏(シニアメイクプロデューサー)
◆会場：たまゆらサロン（文京区本郷1-35-12　5階）
◆参加費：３０００円～（たまゆら限定価格）
（鏡、メイク用品は各自ご持参）

●ＮＨＫ「ためしてガッテン」に出演。
「化粧の法則」制作協力及び出演。〈7才若返る体験を…〉

●隠す文化のメイク法を脱し、
「見せる・魅せる」メイクです。
これまでのメイクの常識を覆す、
「ポイント・ナチュラル・セルフ」の体験を！

カウンセリング・サロン『たまゆら』

無 料

・複雑な相続のご相談に
・高齢者施設の入居相談
・ご家族の認知症予防のご相談
・不動産トラブルのご相談
・事業承継・継続のご相談に…
・専門家の勉強会・研究会の拠点に
皆様のご利用をお待ちしております！

リラックスしてお話しいただけます

一般社団法人 日本終活専門家サポーター協会・たまゆら　http://www.tamayura-salon.com
〒113-0033　東京都文京区本郷１－３５－１２　かんだビル５階　TEL 03-5804-4882　FAX 03-5804-4880